

200801021A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

(H19－政策－一般－021)

所得・資産・消費と社会保険料・税の関係
に着目した社会保障の給付と負担の在り方
に関する研究

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 金子 能宏

平成 21 (2009) 年 3 月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
(H19- 政策 - 一般 - 021)

所得・資産・消費と社会保険料・税の関係
に着目した社会保障の給付と負担の在り方
に関する研究

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 金子 能宏
平成 21 (2009) 年 3 月

目次

I. 総括研究報告

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」	1
金子能宏	

II. 分担研究報告

1. 「所得分布と社会保険料・税に関する研究」	9
岩本康志	
2. 「社会保障と税制による再分配効果」	37
小塩隆士	
3. 「個人住民税負担の実態とその改革について」	57
田近栄治・八塩裕之	
4. 「遺産と格差」	103
チャールズ・ユウジ・ホリオカ	
5. 「医療負担の実証分析の展開と医療給付の経済効果に関する分析」	119
金子能宏・山田篤裕	
6. 「雇用情勢の悪化がもたらす将来の家族構成・所得格差への影響 —マイクロ・シミュレーションモデルによる分析—」	129
稻垣誠一	
7. 「我が国の介護保険制度の特徴と今後の制度財政運営の在り方についての研究—公費負担と保険料による重層的負担の制度として—」	145
西山裕	
8. 「公的年金による所得再分配と基礎年金国庫負担の財源に関する考察」	171
東修司	
9. 「社会保険料と税に関する賦課徴収の理論と実態」	189
米山正敏・金子能宏	
10. 「Does Health Status Matter to People's Retirement Decision in Japan?: An Evaluation of "Justification Hypothesis" and Measurement Errors in Subjective Health」	219
濱秋純哉・野口晴子	

11. 「公立病院の経済分析」	257
山本克也	
12. 「特定の状況にある世帯の経済状態と経済的支援の効果について」	287
小島克久	
13. 「賃金に関する「世代効果」の源泉について」	303
酒井正	
14. 「税制による給付の所得制限に関する一考察－カナダ 1989 年所得税制 改正に焦点を当てて－」	321
尾澤恵	
15. 「中国における所得格差の動向と年金制度の役割」	353
金子能宏・雍輝	
16. 「The effects of the 1999 pension reform on household asset accumulation in Japan: A test of the Life-Cycle Hypothesis」	365
濱秋純哉	

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

研究者一覧

研究代表者 :

金子 能宏（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長）

研究分担者 :

[所外]

岩本 康志（東京大学大学院経済学研究科教授）

小塩 隆士（神戸大学大学院経済学研究科教授）

田近 栄治（一橋大学大学院経済学研究科／国際・公共政策大学院教授）

チャールズ・ユウジ・ホリオカ（大阪大学社会経済研究所教授）

山田 篤裕（慶應義塾大学経済学部准教授）

八塩 裕之（京都産業大学経済学部専任講師）

稻垣 誠一（財団法人年金シニアプラン総合研究機構研究部研究主幹）

[所内]

西山 裕（国立社会保障・人口問題研究所政策研究調整官）

東 修司（国立社会保障・人口問題研究所企画部長）

米山 正敏（国立社会保障・人口問題研究所企画部室長）

野口 晴子（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部室長）

山本 克也（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部室長）

小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部室長）

酒井 正（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部研究員）

尾澤 恵（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部主任研究官）

研究協力者 :

京極 高宣（国立社会保障・人口問題研究所長）

濱秋 純哉（東京大学大学院経済学研究科博士課程）

雍 煉（横浜市立大学大学院国際総合科学研究科博士課程）

I. 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

総括研究報告書

研究代表者 金子能宏 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部 部長

研究要旨

社会保障改革については、社会保障審議会「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」（平成15年6月）によって、年金・医療・介護・子育て支援・雇用政策などの個別制度から構成されている社会保障制度を、持続可能性が確保されるよう、社会保障全体の給付と負担の在り方を制度横断的な観点から議論し、見直していくことが指摘されている。負担の在り方については、上記「意見」で負担能力に応じた適切な負担を求めることが指摘されている。社会保険料は給付との関係を通じて、税は控除・累進性を通じて再分配機能を持っていることを踏まえ、所得・資産・消費と社会保険料・税との関係を、格差の実態把握と理論的・制度論的分析により明らかにすることは、今後の社会保障改革に寄与する検討課題である。さらに、社会保障の給付の在り方は、例えば退職後や失業期間は社会保障給付が主な収入源になりこれに医療負担等がかかることから負担のあり方とも関連しており、負担と給付の一体的な分析と検討が必要である。

本研究では、このような問題意識のもとに、所得・消費・資産と社会保険料・税との関係に着目した社会保障の給付と負担のあり方に関する研究を行った。一年目・二年目は、所得・消費・資産に関する実態把握のために、「国民生活基礎調査」調査票の目的外使用の許可を得て再集計を行い、所得格差や所得分布の変化に関する実証分析を行った。なお、この調査では捉えにくい事項、例えば引退過程と健康・受診状況や資産選択等との関係については、アンケート調査を実施して、これに基づく実証分析を行った。また、社会保険料と公費負担、税の控除制度と給付との関係については、法制度とも関係が深いため、制度分析を行った。

また、OECDの所得格差比較研究に協力するとともに、税財源による社会保障制度を持つカナダとの比較研究として年金給付に対するクローバック制度について法学的な研究を行った。所得変動の大きい東アジア諸国との比較研究については、中国の所得格差の実態とこれに対する年金制度の役割について実証分析を行った。

3年目は、基礎年金の国庫負担引き上げや公費負担が5割である長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が導入され、社会保障財源としての公費負担の役割が高まったことを踏まえて、所得・消費・資産に関する所得・消費・資産に対する社会保険料と税の効果に関する理論的研究・制度

分析を行うとともに、これらの分析に資するエビデンスを得るための実証分析を行う。また、アンケート調査のフォローアップと国際比較を行う。これらの研究を行うことにより、所得・消費・資産に関する理論的・実証的分析と制度論的分析の総合化に努め、制度横断的な社会保障の給付と負担の在り方に関する、今後のグランドデザインの構築を行う。

A. 研究目的

持続可能な社会保障制度を構築するためにには、社会経済状況の変化に応じて絶えず社会保障の給付と負担の在り方を検討していく必要がある。所得・資産格差の拡大が危惧されている今日、所得再分配機能を発揮させるための給付と負担の在り方を、所得格差の要因（賃金格差、就業形態や就業機会など）と所得に基づく貯蓄を通じた資産格差等を含めて、検討することが求められている。その際、社会保障財源には公費負担があり、税制にも控除や累進税率などの再分配機能や消費税における必需品へのゼロ税率の適用可能性など、負担の在り方を検討するためには、社会保険料と税を関係づけて検討する必要がある。財源の1/2が公費負担である長寿医療制度が始まり、基礎年金の国庫負担は2009年に1/2に引き上げられるため、社会保障財政における税負担の割合が高まる今日、社会保障の給付と負担のあり方を社会保険料と税を関係付けて検討することは、緊急の課題である。

また、社会保障の負担を所得・資産・消費のいずれに求めるかという選択については、ライフサイクルの段階ごとに社会保障給付と負担のバランスが相違するため、社会保障の

給付と負担のあり方を検討するためには、負担賦課の選択に応じた社会保障財政の収支動向のみならず、例えば子育て期の児童手当と控除との関係や高齢者の医療負担の軽減策など、ライフサイクルにおける負担と給付の関係の変化も加味しながら検討する必要がある。

したがって、本研究では、給付と負担に係わる所得格差の実態把握や国際比較を行うとともに、ライフサイクルの変化に対応しつつ、持続的な社会保障制度の構築に資するためには、所得・消費・資産の実態に関する実証分析に基づいて、所得・消費・資産と社会保険料・税の関係に着目した社会保障の給付と負担の在り方に関する研究を、制度分析と合わせて総合的に実施する。

B. 研究方法

一年目・二年目は、所得・消費・資産に関する実態把握のために、「国民生活基礎調査」調査票の目的外使用の許可を得て再集計を行い、所得格差や所得分布の変化に関する実証分析を行った。なお、この調査では捉えにくい事項、例えば引退過程と健康・受診状況や資産選択等との関係については、アンケート調査を実施して、これに基づく実証分析を行

った。また、社会保険料と公費負担、税の控除制度と給付との関係については、法制度とも関係が深いため、制度分析を行った。

国際比較研究として、OECD の所得格差比較研究に協力し、税財源による社会保障制度を持つカナダとの研究協力と成長著しく所得変動の大きい東アジア諸国との比較研究のう

ち韓国との研究協力を合わせたカナダ・韓国・日本の社会保障比較研究を行った。また、欧州諸国における 1990 年代以降の高齢者介護に関する改革及びその後の動向を整理し、その共通点及び特質を見ることにより、我が国の制度の特質を把握し、今後の介護保険制度の制度財政運営の方向について考察した。

3 年目は、基礎年金の国庫負担引き上げや公費負担が 5 割である長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が導入され、社会保障財源としての公費負担の役割が高まったことを踏まえて、所得・消費・資産に関する所得・消費・資産に対する社会保険料と税の効果に関する理論的研究・制度分析を行うとともに、これらの分析に資するエビデンスを得るための実証分析を行う。また、アンケート調査のフォローアップを行い健康と引退との関係をライフサイクルにおける転職経験や資産形成との関係に着目した実証分析を行い、所得格差に加えて資産格差等についても国際比較を行う。

（倫理面への配慮）

本研究は、国立社会保障・人口問題研究所で指定統計調査・調査票使用承認申請を行い、

その承認を得た範囲で行った再集計結果を元にして行われた。個票には個人情報は格納されていない他、個票の取扱には十分な配慮を払った。よって、個人情報保護等に関連する倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

「国民生活基礎調査」所得票・世帯票の再集計に基づいて可処分所得だけではなく、所得再分配前の等価市場所得に基づく 10 分位階級によるクロス集計を行った。等価市場所得 10 分位階級別に、世帯属性別に分布を見ると、母子世帯に属する個人は 11% が第 1 分位であるが、第 2 分位に約 54% が属する。等価市場所得 10 分位別の等価可処分所得の平均値は、母子世帯では、第 1 分位が 117 万円であるのに対して、第 2 分位が 79 万円となって、逆転現象が見られる。市場所得第 1 分位に含まれる母子世帯の等価市場所得は 0 万円であり、母親が就業していない世帯で構成されているが、これらの世帯が社会保障による所得移転等で得る可処分所得が、母親が就業している世帯を含むと考えられる所得第 2 分位の世帯の可処分所得を上回っている。

年間所得ベースでみると、再分配効果の大部分は現役層から高齢層への所得移転で説明され、若年・中年層における効果は限定的である。また、一定の想定を置いて推計した生涯所得ベースでみると、低所得層で社会保障負担の当初所得比がむしろ高めになるという

逆進的な構造が認められる。

「国民生活基礎調査」所得票・世帯票の再集計に基づくマイクロ・シミュレーション分析の結果、個人住民税の課税ベース浸食によって住民税を負担していない世帯が全体の1/4にも及び、こうした現状が「応益性」などの点で問題があり、そのうえで住民税の課税ベース拡大と所得税における還付可能な税額控除の導入による税制改革がこうした問題を解決する点で有効であることが示された。

社会保険料と税に関する賦課徴収の理論について制度分析と財政学的分析を行い、これらが示唆する国民健康保険料（税）と国民年金保険料の収納率の要因に関する回帰分析を行った。その結果、被保険者に占めるパート労働者（国保は男性に限る）の割合が高まると国保・国年とも保険料の納付率が低下することがわかり、パート労働者の正規労働者化または賃金を正規労働者に近い水準にすること（例えば同一労働同一賃金の適用）が必要であることが示唆された。

資産格差と税・社会保険料との関係については、（財）家計経済研究所が公表した「世帯内分配・世代間移転に関する研究」で実施されたアンケート調査を引用・活用して再集計し、その結果が示す遺産動機の実態を、理論的モデルを応用して比較検討した。その結果、遺産がどんなに多くても、遺産に対する子からの見返りの金銭的な価値を推定し、それを遺産から差し引いた後に残る親から子への純移

転を計算すると、それは必ずしも多くのはず、正になるとも限らないことが示された。つまり、日本では遺産はそれほど重要ではないが、重要だったとしても、子から親への見返りによって相殺され、純移転が多くなることは限らないことが示唆された。

制度横断的な給付と負担の在り方を研究するためには、失業給付と関係する雇用情勢の悪化が将来の家族構成や所得格差に及ぼす影響について分析する必要がある。この点についてマイクロ・シミュレーション分析を行なった結果、当面の所得格差は若干の拡大にとどまるが、雇用調整の影響が年金制度を通して将来の高齢者の年金水準に影響するため、数十年先の所得格差により大きな影響を及ぼすことが明らかとなった。

地方財政改革と社会保障の給付と負担との関係を見るために、地方分権化が医療サービスに及ぼす影響について分析を行った。すなわち、総務省「公立病院改革ガイドライン」や北海道庁「公立病院等広域化・連携構想（素案）」を参考にした総務省「地方公営企業年鑑」を用いたデータ分析、および4つのタイプの公立病院を選択してヒアリングを行った。その結果、地方財政制度には公立病院の独立採算を促す経済的インセンティブは必ずしも十分ではない一方、ヒアリング結果から地域の医療ニーズに柔軟に応えるには、政策的な誘導だけではなく、地域の独自性も尊重すべきであることが分かった。

国際比較研究については、まず、1990年代以降の欧州諸国高齢者介護の動向を比較検討した結果、1990年代の欧州諸国では、長期的療養や介護支援が必要な高齢者の増加に福祉サイドのサービス体制が必ずしも十分には対応できず、新たな改革が進んでいることが明らかになった。すなわち、在宅福祉を中心とし、医療サービスと連携のとれた介護サービスを、高齢者のニーズや状況に応じて適切に供給する仕組みを作り上げる改革が欧州各国で実施され始めている。

OECD 所得格差比較研究の結果、日本では子供のいる世帯の相対貧困率が OECD 平均の貧困率よりも高く、この世帯への給付と負担の在り方が政策課題であることが示唆されている。この点に関連して、母子世帯の経済状態が、現物給付や税制優遇を含めた所得再分配政策により、どの程度改善されるかを、母子世帯のモデルを設定して試算した結果、現行制度の活用でも、母子世帯の経済状態の改善（貧困率の低下）は相当に期待できることが明らかになった。

日本の所得再分配は高齢者への移転が相対的に大きい一方で、年金課税は緩やかであるため、これらが現役世代と高齢者との格差や高齢者の中の格差の要因になっている可能性がある。この点に関連して、カナダでは年金給付に再分配効果を持たせる方法としてクローバック制度がある。この制度がどのようなものだったのかを把握し、税方式年金に所得

による事実上の給付制限が行われるようになったことをめぐってカナダでどのような法的議論が行われたかを裁判例を素材に検討した。

中国では、経済成長に伴う地域格差と所得格差が広がるとともに、少子高齢化の進展に伴う高齢者の所得保障の必要性も高まっている。そこで、データが利用可能な 11 市・省を対象に中国の所得格差を市・省別のジニ係数を時系列的に推計し、所得格差の改善率と年金給付との回帰分析を行い、格差是正に年金制度が役立っているという推定結果を得た。

D. 考察

「国民生活基礎調査」の再集計に基づく分析の結果によれば、高齢者は、主として公的年金によって大きな所得保障を得ている。市場所得がゼロ、または低い高齢者が多数いるが、この所得保障によって、高い可処分所得を得ることができている。一方、母子世帯では、母親が就業しているが、低所得である母子世帯の所得保障が十分ではなく、生活保護による所得保障に劣っている可能性が示唆される。これは就業に中立的と言われる負の所得税による所得再分配からはほど遠く、母子世帯に対する所得保障制度の設計について、より詳しい検討が必要であると考えられる。

生涯所得ベースで税・社会保障負担を調べると、低所得層で社会保障負担の当初所得比が高めになるという逆進的な構造が認められることは、再分配政策見直しの必要性を示唆

している。少子高齢化の下では、将来先細りする現役層に所得再分配のもとになる財源負担を期待することは次第に困難になっていく。しかも、本研究の試算によれば、高所得層に大きな追加的負担を求めなくても、低所得層の負担を軽減する制度改革を進めることはある程度可能である。また、資産格差については、日本では、遺産によって資産格差が代々引き継がれ、これまでのデータに基づく限り、拡大していく恐れはないと考えられる。

高齢者への再分配に関する年金課税の在り方について、税制による高所得者を対象とした事実上の年金(OAS)への給付制限と言えるカナダのクローバック制度について考察した結果、この制度の適用をめぐる主な裁判例で訴えの根拠とされたのは、権利および自由に関するカナダ憲章第15条第1項、同第7条、カナダ権利章典第1(a)条の3つであり、違憲・違法ではないという結論に至っている。

わが国の基礎年金が税方式になり給付制限が付されたとしたら、法的にどのようなことが問題になるかは、給付制限の方法や対象者の範囲の設定によって一律に論じることはできないが、日本国憲法第14条の法の下の平等のほか、生存権と国の国民生活向上義務について規定した同第25条、財産権について規定した同第29条が問題になると思われる。

中国においても、所得格差は正が課題となっている。中国は高齢化社会に入ったばかりなので、年金給付の増加、社会保障支出割合

の増加、失業率の低下などの施策により、不平等を是正することができると考えられる。

E. 結論

社会保障の給付と負担の借り方を考える際に、初速格差や所得分布の変化の実態を知ることは重要である。「国民生活基礎調査」調査票の目的外使用の許可を得て再集計を行った結果、わが国の所得格差は、近年は若干の縮小傾向にあるが、高齢化が所得格差を拡大させる要素になっているなど、今後の動きを注視する必要がある。また、税や社会保障の効果は、高齢者で良く機能し、一部の世帯ではある程度にとどまっている。それは、社会保障給付のうち、「現金給付」にのみ着目しているためであるものと思われる。

日本の再分配政策は、その大半が若年層から高齢層へという所得移転に基づくものであり、少子高齢化の下では財政的な基盤が脆弱になるだけでなく、経済的な弱者の効果的な救済も難しくなる。社会保障と税による再分配は、同一世代内で弱者を救済するという色彩を高めていく必要がある。

社会保障財源としての税財源については、「応益性」や「自主性」を重視する個人住民税と、「垂直的公平性」を重視する所得税の役割を明確に分けることが重要である。また、資産格差と税財源との関係については、相続税も選択肢の一つであるが、現時点では、遺産のための貯蓄の誘因を下げて資本蓄積や経

済成長に負の影響がある可能性がある相続税などによって、資産格差が代々引き継がれることを阻止する必要はないと考えられる。

国際比較研究の結果を踏まえると、介護給付については、高齢者介護を公費方式に戻すべきとの主張があるが、従来の市町村の財政状況に左右されていた制度に戻るおそれが強く、被保険者の権利として利用できる社会保険方式を維持しながら、欧米諸国の改革動向を参考に、国民に介護保険の意義を説明し負担に対する理解を得ながら予防重視・在宅介護を充実していく必要がある。母子世帯の経済状態は必ずしも良いという訳ではない一方で、各種の支援策も実施されており。特に、税制や現物給付を含めてその効果を、貧困率の変化で見ると、現行の制度の活用でも、母子世帯の経済状態の改善（貧困率の低下）は相当に期待できる。現金ベースの所得だけに着目した「貧困率」を見るだけでは、我が国の社会保障制度の機能の一部を見ているだけであることに留意すること、国際比較においても、どのような給付が「所得」含まれるかにも留意する必要がある。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1.論文発表

- ・小塩隆士「社会保障と税制による再分配効果」『社会保障財源の効果分析』（東京大学出版会、2009年）

- ・山本克也「地方分権化の医療保障への影響－公立病院改革ガイドラインと公立病院－」『同上』
- ・岩本康志・濱秋純哉「租税・社会保障制度による再分配の構造の評価」『季刊社会保障研究』44巻3号、2008年、pp. 266-277.
- ・田近栄治・八塩裕之「所得税改革－税額控除による税と社会保険料負担の一体調整－」『同上』pp. 291-306.
- ・チャールズ・ユウジ・ホリオカ「遺産と格差」『同上』pp. 307-315.
- ・小島克久・尾形裕也「カナダ・日本・韓国の高齢化等の状況と医療政策の在り方」『海外社会保障研究』163号、2008年、pp. 44-54.
- ・尾澤恵「カナダの連邦児童給付制度の展開と日本への示唆」『同上』pp. 80-97.
- ・尾澤恵「カナダの年金制度の構造」『月刊企業年金』27巻9号、2008年、pp. 34-38.

2.学会発表

平成20年度比較経済制度学会（横浜国立大学、2008年9月18日）

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

- 1.特許取得 なし
- 2.実用新案登録 なし
- 3.その他 なし

II. 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

「所得分布と社会保険料・税に関する研究」

研究分担者 岩本康志 東京大学大学院経済学研究科教授

研究要旨

この分析の目的は、所得 10 分位階級と世帯属性のクロス集計をおこない、ジニ係数等の集約された指標ではとらえられない、所得分配の課題を抽出することである。前年度の分析を継承して、可処分所得だけではなく、所得再分配をおこなう前の市場所得 (market income) に基づく 10 分位階級によるクロス集計をおこなった。

等価市場所得 10 分位階級に個人を分類して、世帯属性別に分位に属する比率を見たところ、母子世帯に属する個人は 11% が第 1 分位であるが、第 2 分位に約 54% が属する。等価市場所得 10 分位別の等価可処分所得の平均値は、母子世帯では、第 1 分位が 117 万円であるのに対して、第 2 分位が 79 万円となって、逆転現象が見られる。市場所得第 1 分位に含まれる母子世帯の等価市場所得は 0 万円であり、母親が就業していない世帯で構成されているが、これらの世帯が社会保障による所得移転等で得る可処分所得が、母親が就業している世帯を含むと考えられる所得第 2 分位の世帯の可処分所得を上回っている。

高齢者は、主として公的年金によって大きな所得保障を得ている。市場所得がゼロ、または低い高齢者が多数いるが、この所得保障によって、高い可処分所得を得ることができている。

一方、母子世帯では、母親が就業しているが、低所得である母子世帯の所得保障が十分ではなく、生活保護による所得保障に劣っている可能性が示唆される。就業誘因の阻害効果を小さくする、負の所得税制度で実現されるような、所得再分配の姿からはほど遠く、母子世帯に対する所得保障制度の設計について、さらにくわしい検討が必要であると考えられる。

A. 研究目的

この分析の目的は、所得 10 分位階級と世帯属性のクロス集計をおこない、ジニ係数等の集約された指標ではとらえられない、所得分

配の課題を抽出することである。前年度の分析を継承して、可処分所得だけではなく、所得再分配をおこなう前の市場所得 (market income) に基づく 10 分位階級によるクロス集

計をおこなった。具体的な分析課題として、第1に、どのような属性をもつ世帯が、低所得者となりやすいかを分析する。第2に、税・社会保険料が所得再分配を果たす役割を所得階層・世帯属性別に分析する。

B. 研究方法

2001、2004、2007年の『国民生活基礎調査』の所得票調査世帯で、使用する変数に欠損値がない世帯をサンプルとして、世帯票と所得票の情報を用いた分析をおこなう。

世帯属性としては、高齢者世帯（65歳以上と18歳未満から構成される世帯）、母子世帯（母と18歳未満の子で構成される世帯）に 관심をもつ。

前年度は、世帯を単位とした分析結果と個人を単位とした分析結果の双方を報告したが、国際的に標準的な手法である、等価所得概念による個人を単位とした集計に、今回はしづることにした。

C. 研究結果

(1) ある属性をもつ世帯のうちのどれだけの割合が、低所得階層に属するかを見ることで、低所得者となるリスクについての状況を把握する。

まず、等価市場所得10分位階級に個人を分類して、世帯属性別に分位に属する比率を見た。世帯主の年齢階層では、65歳以上の高齢者が市場所得での第1分位に入る比率が高い。

高齢者世帯に属する個人の約58%が第1分位、約26%が第2分位となる。母子世帯に属する個人は11%が第1分位であるが、第2分位に約54%が属することが大きな特徴である。

つぎに、等価可処分所得による所得10分位階級によって、世帯属性別にどの分位に属するかの分布状況を見た。

年齢階層別の分布では、64歳までの個人は第1分位には10%以下しか属さないが、65歳以上の高齢者は約15%となる。高齢者世帯に属する個人は、第1分位に約22%、第2分位に約17%が属するなど、低い可処分所得の低い層に集中している。ただし、等価市場所得で見た場合よりも、低所得階層への集中は緩和している。

母子世帯では、約56%が第1分位にある。等価市場所得による10分位では、第2分位にある個人の比率が一番高かったが、その階層の多くが可処分所得で見ると、第1分位に落ちてきていることが示唆される。

つぎに、等価市場所得10分位別に、等価可処分所得の平均値を計算した。母子世帯では、市場所得第1分位の等価可処分所得の平均値が117万円であるのに対して、市場所得第2分位の等価可処分所得が79万円となって、逆転現象が見られる。市場所得第1分位に含まれる母子世帯の等価市場所得が0万円であり、母親が就業していない世帯で構成されているが、これらの世帯が社会保障による所得移転等で得る可処分所得が、母親が就業している

世帯を含むと考えられる所得第2分位の世帯の可処分所得を上回っているのである。

(2) 等価市場所得10分位階層別に各階層での平均税、社会保障負担・給付額の状況を見る。

等価市場所得第1分位に着目すると、高齢者世帯に属する個人は、税、社会保障負担とともに母子世帯に属する個人よりも高い。どちらの世帯についても累進的な構造になっている。

社会保障給付を見ると、高齢者世帯に属する個人は第1分位で233万円、第2分位で249万円となり、その他の分位でも200万円前後の値となっており、市場所得の水準によらず、主として公的年金によって所得保障を得ているものと考えられる。一方で、母子世帯の社会保障給付は、第1分位では182万円が、第2分位では45万円に急減する。社会保障給付は母親が就業しない世帯に手厚い構造になっている。

つぎに、等価可処分所得の10分位別に税、社会保障負担・給付額を集計した。社会保障給付は、高齢世帯の場合は、可処分所得が上昇するにつれて増加していくが、母子世帯の場合は、増減を繰り返す複雑な形になっている。

D. 考察

高齢者世帯、母子世帯は低所得者となる比

率が高いことはすでに指摘されていることを再確認した。

しかし、低所得の高齢者世帯と母子世帯の再分配前後の所得を見ると、その条件と政策の影響が異なっていることがわかる。母子世帯では、市場所得では第2分位に属する個人の多くが可処分所得では第1分位に落ちていることが示唆され、所得保障の機能が高齢者ほど働いていないものと考えられる。

また、母親が就業する母子世帯への支援が弱いことが、この階層での貧困の要因となっている可能性を示唆している。

母親が就業していない母子世帯に対する再分配後の所得が、母親が就業している世帯のそれを上回ると、就業への誘因が阻害される要因となる。米国の EITC のような、負の所得税制度がとられていれば、市場所得が高くなるにつれて、社会保障給付額が漸減していき、市場所得と可処分所得の順序を変えない形での所得再分配がおこなわれる。わが国の現状では、そのような形から乖離していると考えられ、母子世帯に対する再分配政策の再考が必要とされるだろう。

E. 結論

世帯が得る労働所得と資本所得で構成される「市場所得」の分布を、年齢階層別、世帯属性別に考察した。そして、市場所得と可処分所得の10分位データを用いて、所得再分配の実態を考察した。

高齢者は、主として公的年金によって大きな所得保障を得ている。市場所得がゼロ、または低い高齢者が多数いるが、この所得保障によって、高い可処分所得を得ることができている。

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

一方、母子世帯では、等価市場所得第1分位に属する世帯の等価可処分所得が、第2分位に属する世帯のそれを上回るという逆転現象が起きている。その理由として、母親が就業しているが、低所得である母子世帯の所得保障が十分ではなく、生活保護による所得保障に劣っている可能性が示唆される。就業誘因の阻害効果を小さくする、負の所得税制度で実現されるような、所得再分配の姿からはほど遠く、母子世帯に対する所得保障制度の設計について、さらにくわしい検討が必要であると考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した
社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

所得分布と社会保険料・税に関する研究

岩本 康志
(東京大学大学院経済学研究科教授)

1.序論

この分析の目的は、所得 10 分位階級と世帯属性のクロス集計をおこない、ジニ係数等の集約された指標ではとらえられない、所得分配の課題を抽出することである。前年度の分析を継承して、可処分所得だけではなく、所得再分配をおこなう前の市場所得 (market income) に基づく 10 分位階級によるクロス集計をおこなった。具体的な分析課題として、第 1 に、どのような属性をもつ世帯が、低所得者となりやすいかを分析する。第 2 に、税・社会保険料が所得再分配を果たす役割を所得階層・世帯属性別に分析する。

2.研究方法

2001, 2004, 2007 年の『国民生活基礎調査』の所得票調査世帯で、使用する変数に欠損地がない世帯をサンプルとして、世帯票と所得票の情報を用いた分析をおこなう。

世帯属性としては、高齢者世帯 (65 歳以上と 18 歳未満から構成される世帯)、母子世帯 (母と 18 歳未満の子で構成される世帯) に関心をもつ。

3 時点の調査について、それぞれ同一の表を作成したが、以下では煩雑さを避け、前年度の分析との比較のため、主に 2004 年調査 (所得は 2003 年時点) の情報に基づいて記述する。

前年度は、世帯を単位とした分析結果と個人を単位とした分析結果の双方を報告したが、国際的に標準的な手法である、等価所得概念による個人を単位とした集計に、今回はしほることにした。

3. 世帯属性と低所得の関係

3 節では、ある属性をもつ世帯のうちのどれだけの割合が、低所得階層に属するかを見ることで、低所得者となるリスクについての状況を把握する。

表 1 は、等価市場所得 10 分位階級に個人を分類して、世帯属性別に分位に属する比率を示したものである。世帯属性としては、世帯主の年齢階層、高齢者世帯、母子世帯を見ている。

本稿における実証分析及びその基礎となったデータ処理は、「平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」（国立社会保障・人口問題研究所）において使用が認められた（統発第 1211006 号）『国民生活基礎調査』の再集計を引用活用して、岩本が行ったものである。

表1 世帯属性別・世帯市場所得10分位への世帯の分布状況(%)

年齢階層	所得10分位					Total
	1	2	3	4	5	
-9	0.89	6.27	13.28	15.05	15.83	100.00
10-19	2.34	8.01	9.60	10.54	11.27	100.00
20-29	2.54	5.95	9.12	10.26	10.33	100.00
30-39	1.71	5.43	10.47	12.56	14.49	100.00
40-49	2.00	5.93	8.76	8.98	9.98	100.00
50-64	6.34	9.28	10.18	9.47	8.36	100.00
65-	32.64	19.50	9.45	7.28	6.13	100.00
Total	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	100.00

年齢階層	所得10分位					Total
	6	7	8	9	10	
-9	14.58	12.78	8.92	7.43	4.98	100.00
10-19	12.31	13.48	13.40	11.02	8.02	100.00
20-29	9.84	10.72	12.64	14.14	14.45	100.00
30-39	13.65	12.53	11.13	9.96	8.08	100.00
40-49	11.69	12.66	14.34	13.41	12.27	100.00
50-64	8.60	8.88	10.11	12.37	16.42	100.00
65-	5.69	5.33	4.76	4.68	4.54	100.00
Total	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	100.00

世帯類型	所得10分位					Total
	1	2	3	4	5	
高齢者	57.87	25.51	6.09	2.94	1.38	100.00
母子	12.15	53.04	18.86	6.78	2.43	100.00
Total	53.75	27.99	7.24	3.28	1.48	100.00